

平成23年度商品先物取引に関する委託者等の実態調査について

平成24年8月31日

商務流通G商取引監督課

(概要)

平成16年の商品取引所法改正審議（衆・経産委）において、「商品取引員の受託業務の実態を毎年調査し、公表するよう務めること」との附帯決議がなされたことを踏まえ、平成18年度以降、毎年度調査を実施して結果を公表しているもの。本調査は今回で6回目となる。

また、平成21年の商品取引所法等改正審議（衆参・経産委）において、不招請勧誘禁止に関し、「法施行後一年以内を目途に、規制の効果及び被害の実態等を踏まえて政令指定の対象を見直し、必要に応じて適宜適切に一般委託者を相手方とするすべての取引に対象範囲を拡大すること」との附帯決議がなされたことを踏まえ、規制の効果及び被害の実態等について検証するため、損失限定取引についても調査を実施するもの。

(目的)

商品先物取引業の現状等を把握し、今後の商品先物取引に関する制度立案や運営を行う上で、基礎資料として活用する。

(対象)

①委託者調査

平成23年の商品先物取引法施行に伴い、国内商品市場取引のほか、外国商品市場取引、店頭商品デリバティブ取引も参入規制の対象となったことから、これらを調査項目に追加した。また、損失限定取引については、勧誘及び取引等の実態を把握するため、従来の取引と区別して調査した。

<調査対象数及び回答状況>

項目	調査対象数	有効回答数	回答率
国内商品市場取引（通常取引）	2,841人	785人	27.6%
国内商品市場取引（損失限定取引）	780人	172人	22.1%
外国商品市場取引	243人	42人	17.3%
店頭商品デリバティブ取引	4,797人	643人	13.4%

<抽出方法>

- ・無作為抽出による標本調査

②商品先物取引業者調査

<調査対象数、有効回答数（回答率）>

- ・58社／58社（100%）

<抽出方法>

- ・全数調査（業務休止中を除く。）

(調査方法、調査時期)

<アンケート調査票を用いた郵送調査（送付～回収、集計）>

- ・委託者調査：平成24年1月6日～1月25日
- ・商品先物取引業者調査：平成23年12月29日～1月13日